

宮崎労発基 0710 第 2 号
令和元年 7 月 10 日

各機関・団体の長 殿

宮崎労働局長



第 13 次労働災害防止計画を踏まえた第三次産業における労働災害
防止対策の推進について（協力要請）

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では平成 30 年度を初年度とする第 13 次労働災害防止計画（以下「13 次防」といいます。）において、特に労働災害発生件数の多い第三次産業について、重点的な取組を推進しています。

宮崎労働局におきましても、第三次産業の中で特に労働災害発生件数の多い小売業、社会福祉施設を重点業種と位置付けて、13 次防計画期間の 5 年間で、休業 4 日以上死傷災害を 5 % 以上減少させるという目標達成に向け、これらの業種での安全衛生管理水準の向上を図っています。

一方、県内の平成 30 年（確定値）の第三次産業における休業 4 日以上死傷災害発生件数は 544 件で、前年比 2.1 % 増加（小売業で 6.8 % 増加、飲食店で 21.6 % 増加など）し、社会福祉施設において墜落・転落災害による死亡災害が発生しているなど、第三次産業の労働災害は増加傾向となっています。

このため、今般、13 次防の目標の達成に向けて、第三次産業の労働災害防止対策への取組の強化を図るべく、商業、社会福祉施設、接客娯楽業向けのリーフレット（別添 1～3）を作成し、同対策の内容を関係事業場等に幅広く周知することとしましたので、貴機関・貴団体におかれましても当該リーフレットをご活用いただき、傘下の会員事業場等に周知をお願いいたします。

併せて、多店舗展開をしている企業及び複数の施設を運営している法人に関しては、企業の本社や法人の本部等の主導による自主的安全衛生活動の展開が重要であることから、厚生労働省と中央労働災害防止協会の主唱による「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」（別添 4 のリーフレット及び厚



生労働省特設サイト (<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>) 参照) への取組の推進についても、内容を周知していただきますよう特段の御配慮をお願いします。

なお、休業4日以上死傷災害のうち最も発生件数が多い転倒災害の減少を図るための「STOP! 転倒災害プロジェクト」(以下「プロジェクト」といいます。)を、第三次産業対策と連動して実施しているところです。

同プロジェクトの実施に当たり、県内で発生した転倒災害を分析し、別紙「転倒災害防止対策の推進に当たっての留意点」に取り纏めておりますので、労働災害防止対策の参考としてください。

【担当】 宮崎労働局労働基準部健康安全課

0985-38-8835